

# 新しい病院の募集にかかる病床の整備計画募集要領

## 1. 目的

奈良県保健医療計画（平成25年4月策定）に定めた保健医療圏ごとの基準病床数に対して既存の一般病床・療養病床の病床数が下回る見込のある圏域（以下「病床不足予定圏域」という。）について、病床の整備計画（病院の開設・増床等）に関する協議を受け付け、**奈良県保健医療計画の趣旨に沿った医療提供体制の整備促進を図るとともに、地域の実情に応じた効果的な病床運用を図ることを目的とする。**

## 2. 対象とする計画

**病床不足予定圏域において、次の（１），（２）のいずれかに該当する計画について、事前協議を受け付ける。**

- （１）医療法第7条第1項に規定する**病院の開設**に関する計画
- （２）医療法第7条第2項に規定する**病院の病床数の増加又は病床の種別の変更**に関する計画（結核病床又は感染症病床の病床数のみの増加の場合を除く。）

## 3. 対象とする圏域及び病床数（平成25年10月25日現在）

圏域の区分及び募集の対象となる一般病床・療養病床の数は下記のとおり。

医療圏	市町村	対象病床数
中和	大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、高取町、明日香村、広陵町	241床
合計		241床

## 4. 事前協議の受付方法等

- （１）受付期間：平成25年10月25日から平成25年12月27日（必着）まで  
（受付時間：平日（県庁開庁日）の8:30～12:00及び13:00～17:15）  
※受付期間内に事前協議書の提出者がいなかった場合は、受付期間の延長を予定しております。
- （２）受付方法：奈良県庁地域医療連携課に持参又は郵送
- （３）別紙「欠格事由非該当申出書」に記載する欠格事由に該当する者からの協議は受け付けないものとする。
- （４）提出書類：事前協議書 様式1-1及び様式2-1  
欠格事由非該当申出書  
添付書類（詳細は、別紙「記入要領及び提出書類等」のとおり）

## 5. 事前協議の審査について

事前協議書の記載内容の確認、事前協議提出者からの計画内容の聴取及び医学的な見地等から地域の医療関係団体及び関係市町村の意見聴取を行い、別紙「評価対象項目」に基づいて事前協議の計画内容を審査し、**対象病床数の範囲内で病床の配分を行う。**

## 6. 計画の受付に関する周知方法

県内の市町村、（一社）奈良県医師会及び（一社）奈良県病院協会への通知並びに奈良県ホームページへの掲載により、周知を行う。

## 7. 留意事項（事前協議計画内容の評価のポイント）

- ・救急医療体制が整備されている計画は、評価する。なお、病床の整備に伴い新たに年間1,000件以上の救急搬送の受入れが可能な体制の整備は必須条件とし、それを超える件数に応じて評価する。
- ・香芝市、葛城市内に開設等を予定している計画は評価する。
- ・保険医療機関の指定取消処分を受けた医療機関の患者に対する医療を確保する計画は評価する。
- ・保険医療機関指定取消処分を受けた病院の診療機能を有している計画は評価する。

## 8. その他

病床不足予定圏域における病床の整備計画の募集については、この要領に定めるもののほか、「病院の開設等に関する指導要綱」に従って行うものとする。

### ※保険医療機関指定取消処分を受けた病院の概要について

- (1) 診療科目 脳神経外科、内科、外科、整形外科、消化器外科、リハビリテーション科、皮膚科、形成外科、循環器内科、泌尿器科
- (2) 許可病床 一般病床 214床  
(一般病棟、障害者施設等、回復期リハビリテーション病棟)  
療養病床 74床  
(医療療養病棟)